

喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題に対応した6つの対応策**を追加して整理。

3つの課題

①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（時期）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（学年）
- ・一部の自治体において特に発生（地域）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)

②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、
放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

- 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- 施設整備に係る補助率の嵩上げ【R6補正】
- 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- 学校施設の積極的な活用
- 保育所等の積極的な活用
- 民間事業者による参入支援【R6補正】
- スマートコンセッションによる事業所整備の周知

（2）全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進【R7拡充】
- 子どもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【一部R6補正、R7拡充】
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- 特別な配慮を必要とする児童への対応【一部R6補正】
- 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業【R6補正】
- 朝の子どもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等における子どもへの支援

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- 常勤職員配置の改善
- 職員に対する処遇改善
- 職員の確保支援【R6補正】
- 平日夜間の人材確保支援【R7拡充】
- 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R6補正】
- 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減【R6補正】

3) 適切な利用調整（マッチング）

- 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4) 時期的なニーズ等への対応

- 夏季休業期間中における開所支援【R7拡充】
- 年度前半の開所支援のあり方の検討
- 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- 待機児童が多数発生している自治体への支援
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

- 常勤職員配置の改善（再掲）
- 子どもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に資する研修の充実等

- 放課後児童対策に関する研修の充実
- 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組【一部R6補正】
- 事故防止への取組
- 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- 放課後児童クラブ運営指針の改正
- いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

- 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

- 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）子ども・子育て当事者の意見反映について